

# 藤聖母園の概要

## 1 福祉サービス事業者情報

平成27年3月20日 提出(評価機関→推進委員会)



### (1) 事業者概況

事業所名称 (施設名)	児童養護施設 藤聖母園	種別	児童養護施設		
代表者氏名 (管理者)	園長 井上 高子	開設年月日	昭和27年5月9日		
設置主体 (経営主体)	社会福祉法人藤聖母園	定員	90名	利用人数	62名 (H26年12月1日現在)
所在地	(〒030-0841) 青森県青森市奥野三丁目7番1号				
連絡先電話	017-734-0489	FAX電話	017-734-2344		
ホームページアドレス	<a href="http://www.fujiseiboen.or.jp/">http://www.fujiseiboen.or.jp/</a>				

### (2) 基本情報

サービス内容 (事業内容)	施設の主な行事
家庭復帰のための取り組み、虐待児童への心理療法指導	地域交流お花見会、ホームピクニック、母の日、父の日の集い、交流会、水族館見学、
個別的支援、医療的支援、里親支援、学習支援、	総合消火避難訓練、ねぶた祭、宿泊訓練、ピクニック、スポーツ大会、運動会、
じどうの自主性と協調性を養う活動への支援、	昼食会、赤い羽根街頭募金ボランティア参加、マリア祭、自治会スケート教室、
生と性の学びの推進、食への取り組み	地域交流クリスマス会、年末大掃除、年越し夕食会、年賀の集い、
	スキー教室、自治会卒園生を送る会、卒業感謝の集い、記念撮影
居室概要	居室以外の施設設備の概要
体育館、職員室、会議室、調理室、遊戯室、医務室、静養室、	冷暖房装置、非常通報装置、遊具、園内放送設備、グラウンド、
調理場、トイレ、洗面所、リビング、指導室、宿直室、大浴場	防犯システム

#### 職員の配置

職種	人数	職種	人数
施設長	1人	特別指導員	1人
副施設長	1人	栄養士	1人
児童指導員	12人	調理員等	7人
保育士	12人	嘱託医	1人
心理指導員	1人	看護師	1人
個別指導員	1人	事務員	2人
家庭相談員	1人	その他	3人

## 2 評価結果総評

### ◎ 特に評価の高い点

- ・園は、被虐待児の保護者支援プログラムを実践し、問題に対して即応的な対応が取れるよう体制が整備され、職員の抱える課題に応じて多様なスーパービジョンが行われています。
- ・全職員の意見や情報がアセスメント、支援計画に反映されるような仕組み作りを行っているほか、子どもとその家族に関する細やかな情報を職員間で共有する体制が機能しています。
- ・ホームミーティングや自治会活動も活発に行われ、子ども自身が自分たちの問題として、意見を出し合える環境にあること、また、子ども達の普段の生活における行動上の問題に対する対応についても全職員が理解しています。
- ・園が地域との交流を伝統的に進めることを園の方向性として明確に位置付け、多くのボランティアを受け入れ、子どもとの交流を図っています。
- ・理念・運営方針・基本方針などを職員が理解し、行動規範として実践しています。また、職員との協議を重視し透明性のある施設運営を心掛けていることや基準以上の人員を配置し、子どもの安全・安心に努めています。

### ◎ 改善を求められる点

- ・他の施設や里親への移行時には園の引継ぎ文書等を作成し、退所後の支援について継続的な関わりや卒園者の状況を把握し、記録の整備をすることを期待します。
- ・園の予定や地域の情報などを家族に提供することや定期的に保護者との連絡会などを開催するほか、特に配慮が必要な子どもと家族の関係づくりを組織的に対応することを期待します。
- ・アセスメントを実施すべき項目を明確にすることや支援計画の緊急的な見直しの手順を定め、必要に応じて見直すことを期待します。
- ・ホームページの更新、子どもの権利について説明、各種規程等の定期的な見直しの実施しや定期的なヒヤリハット事例の分析を行うことを期待します。
- ・子どもの要望に応えられる資源のリスト作成や園の持つ専門的知識・技術を地域に活かせる機会を設けることを期待します。
- ・職員に必要な専門性や専門的資格を明示し、一人ひとりの研修履歴の整備を期待します。
- ・事業計画の概要が簡潔にわかる資料を作成して、子どもや保護者に配布・説明をするとともに、財務の執行状況に加えてサービスの質と経営効率の分析、また、職員の「自己評価票」の評価基準を明確にすることを期待します。

## 3 第三者評価結果に対する事業者のコメント

今回、初めての第三者評価を受審いたしました。訪問調査では調査員の方は対応を重視され丁寧な調査をなされ、よき指導をいただき感謝しております。  
今回の評価結果を受け子どもたちの最善の利益となるための施設運営、養育支援の質の向上に更なる取り組みをいたしてまいります。

評価機関	名 称	社会福祉法人青森県社会福祉協議会
	所 在 地	青森市中央三丁目20番30号
	事業所との契約日	平成26年4月18日
	評価実施期間	平成26年9月2日、平成26年9月8日
	事業所への 評価結果の報告	平成27年3月3日

4 評価細目の第三者評価結果

評価細目の第三者評価結果

1 養育・支援			第三者評価結果
1-(1) 養育・支援の基本			
1-(1)-①	子どもの存在そのものを認め、子どもが表出する感情や言動をしっかり受け止め、子どもを理解している。		a
1-(1)-②	基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活を構築することを通してなされるよう養育・支援している。		a
1-(1)-③	子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切にし、子どもが自ら判断し行動することを保障している。		a
1-(1)-④	発達段階に応じた学びや遊びの場を保障している。		a
1-(1)-⑤	秩序ある生活を通して、基本的生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。		b
1-(2) 食生活			
1-(2)-①	食事は、団らんの場でもあり、おいしく楽しみながら食事ができるよう工夫している。		b
1-(2)-②	子どもの嗜好や健康状態に配慮した食事を提供している。		b
1-(2)-③	子どもの発達段階に応じて食習慣を身につけることができるよう食育を推進している。		b
1-(3) 衣生活			
1-(3)-①	衣服は清潔で、体に合い、季節に合ったものを提供している。		b
1-(3)-②	子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。		b
1-(4) 住生活			
1-(4)-①	居室等施設全体がきれいに整美されている。		b
1-(4)-②	子ども一人一人の居場所が確保され、安全、安心を感じる場所となるようにしている。		a
1-(5) 健康と安全			
1-(5)-①	発達段階に応じ、身体の健康(清潔、病気、事故等)について自己管理ができるよう支援している。		b

1-(5)-②	医療機関と連携して一人一人の子どもに対する心身の健康を管理するとともに、異常がある場合は適切に対応している。	b
1-(6) 性に関する教育		
1-(6)-①	子どもの年齢・発達段階に応じて、異性を尊重し思いやりの心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。	b
1-(7) 自己領域の確保		
1-(7)-①	でき得る限り他児との共有の物をなくし、個人所有とするようにしている。	b
1-(7)-②	成長の記録(アルバム)が整理され、成長の過程を振り返ることができるようにしている。	b
1-(8) 主体性、自立性を尊重した日常生活		
1-(8)-①	日常生活のあり方について、子ども自身が自分たちの問題として主体的に考えるよう支援している。	a
1-(8)-②	主体的に余暇を過ごすことができるよう支援している。	b
1-(8)-③	子どもの発達段階に応じて、金銭の管理や使い方など経済観念が身につくよう支援している。	a
1-(9) 学習・進学支援、進路支援等		
1-(9)-①	学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。	b
1-(9)-②	「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。	b
1-(9)-③	職場実習や職場体験等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。	b
1-(10) 行動上の問題及び問題状況への対応		
1-(10)-①	子どもが暴力・不適応行動などの問題行動をとった場合に、行動上の問題及び問題状況に適切に対応している。	a
1-(10)-②	施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。	b
1-(10)-③	虐待を受けた子ども等、保護者からの強引な引き取りの可能性がある場合、施設内で安全が確保されるよう努めている。	a
1-(11) 心理的ケア		
1-(11)-①	心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。	a
1-(12) 継続性とアフターケア		

1-(12)-①	措置変更又は受入れに当たり継続性に配慮した対応を行っている。	b
1-(12)-②	家庭引き取りに当たって、子どもが家庭で安定した生活を送ることができるよう家庭復帰後の支援を行っている。	b
1-(12)-③	できる限り公平な社会へのスタートが切れるように、措置継続や措置延長を積極的に利用して継続して支援している。	b
1-(12)-④	子どもが安定した社会生活を送ることができるよう退所後の支援に積極的に取り組んでいる。	b

(評価結果講評)

園の理念、支援基準や各種マニュアル等を基に、子どもの養育・支援や権利尊重等について、あらゆる場面を想定し、職員が実践的に支援できる体制となっています。支援は異年齢構成を基本に、中学生以上は個室、低年齢の子どもはプライベートスペースに筆筒と机、椅子が確保された家庭的な雰囲気、運営は子どもとの話し合いを中心に行われています。園では図書館、体育館、グラウンド、集会室などは日時を決めて勉強や遊びができるようになっています。各ホームには調理場があり食事が適温提供できるように配慮されています。

年2回、子ども達の健康診断が実施されているほか、子どもの様子を観察し必要に応じて看護職員へつなぎ、相談・受診等の対応をしています。思春期教室、一人ひとりのアルバム、小遣い帳への記録、あらゆる機会を活用して学校との連携など子ども一人ひとりへの養育・支援を行い、子どもが自己決定できる支援を実践しています。

問題行動のある子どもへの支援は、被虐待児の保護者支援プログラムを基に職員が実践しているほか、多くの機会をとらえていじめや暴力などを未然に防ぐ体制をとり、職員の対応についても心理指導員、基幹的職員、園長・副園長などによるスーパービジョンができる体制となっています。

園では、里親支援を重視していることから専任職員を配置し、連絡会などの開催や、家庭支援員専門員を配置し、保護者や子どもから相談を受ける体制をとっています。また、年1回、卒園者交流会を実施して卒園者から在園者への講話も行っています。

さらなる取り組みとして、定期的にアルバムを整理する機会を設けること、私立校への進学も進路選択として検討することとその他のための経済的課題の解決に向けた細やかな情報提供の機会を設けること、支援の継続性を持たせる意味でも他の施設や里親への移行時に引継ぎ文書を作成すること、退所後の支援についても継続的にかかわる体制を整備すること、卒園者の状況を把握し、記録の整備や支援体制づくりの整備に取り組むことに期待します。

被虐待児の保護者支援プログラムを職員が取り入れて実践し、トレーナー資格を持つ職員がいること、ホームミーティングや自治会活動も活発におこなわれ子ども自身が自分たちの問題として意見を出し合える環境にあること、行動上の問題への対応について全職員が理解し、子どもへ対応していることは高く評価できます。

## 2 家族への支援

第三者評価結果

### 2-(1) 家族とのつながり

2-(1)-①	児童相談所や家族の住む市町村と連携し、子どもと家族との関係調整を図ったり、家族からの相談に応じる体制づくりを行っている。	b
2-(1)-②	子どもと家族の関係づくりのために、面会、外出、一時帰宅などを積極的に行っている。	b

### 2-(2) 家族に対する支援

2-(2)-①	親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。	b
---------	----------------------------------	---

(評価結果講評)

家族への基本的支援方法が「支援基準マニュアル」に明記され、職員は理解しています。家庭支援専門員を配置し、ケース会議等で事前に職員が配慮すべきことなどを検討し、共有しながら、生活スキルの向上に向けたアドバイスをを行う等の支援にあたっています。

さらなる取り組みとして、園の予定や地域などの情報を家族に提供することや定期的に保護者との連絡会などの開催が望ましいこと、特に配慮が必要な子どもと家族の関係づくりを組織的に検討することを期待します。

## 3 自立支援計画、記録

第三者評価結果

3-(1) アセスメントの実施と自立支援計画の策定		
3-(1)-①	子どもの心身の状況や、生活状況を把握するため、手順を定めてアセスメントを行い、子どもの個々の課題を具体的に明示している。	b
3-(1)-②	アセスメントに基づいて子ども一人一人の自立支援計画を策定するための体制を確立し、実際に機能させている。	a
3-(1)-③	自立支援計画について、定期的実施状況の振り返りや評価と計画の見直しを行う手順を施設として定め、実施している。	b
3-(2) 子どもの養育・支援に関する適切な記録		
3-(2)-①	子ども一人一人の養育・支援の実施状況を適切に記録している。	b
3-(2)-②	子どもや保護者等に関する記録の管理について、規程を定めるなど管理体制を確立し、適切に管理を行っている。	a
3-(2)-③	子どもや保護者等の状況等に関する情報を職員が共有するための具体的な取組を行っている。	a
<p>(評価結果講評)</p> <p>「自立支援計画作成マニュアル」に基づきホーム職員に留まらず、心理指導員、家庭支援専門員、基幹的職員等がそれぞれアセスメントを行い、ケース会議、支援会議等で検討し作成され、日誌に子ども一人ひとりの様子が記録されているほか、ケース記録にも記載されています。「文書管理規程」、「個人情報保護規程」に基づき記録が管理され、必要な情報は、朝礼、業務日誌、引継ぎノートのほかケース会議や職員会議等で全職員に共有されています。</p> <p>さらなる取り組みとして、アセスメントのチェック項目を職員間で共有するほか、計画の緊急的な見直しの手順を定め、必要な見直しを行うこと、記録の内容に差異が発生しないようケース記録、日誌などの記録要領の策定をされることに期待します。</p> <p>全職員の意見や情報が支援計画に反映されていることや子どもとその家族に関する細やかな情報が職員間で共有する体制が機能していることは高く評価できます。</p>		
<b>4 権利擁護</b>		第三者評価結果
4-(1) 子どもの尊重と最善の利益の考慮		
4-(1)-①	子どもを尊重した養育・支援についての基本姿勢を明示し、施設内で共通の理解を持つための取組を行っている。	a
4-(1)-②	社会的養護が子どもの最善の利益を目指して行われることを職員が共通して理解し、日々の養育・支援において実践している。	a
4-(1)-③	子どもの発達に応じて、子ども自身の出生や生い立ち、家族の状況について、子どもに適切に知らせている。	a
4-(1)-④	子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備し、職員に周知するための取組を行っている。	a
4-(1)-⑤	子どもや保護者の思想や信教の自由を保障している。	a
4-(2) 子どもの意向への配慮		
4-(2)-①	子どもの意向を把握する具体的な仕組みを整備し、その結果を踏まえて、養育・支援の内容の改善に向けた取組を行っている。	b

	4-(2)-②	職員と子どもが共生の意識を持ち、子どもの意向を尊重しながら生活全般について共に考え、生活改善に向けて積極的に取り組む。	a
4-(3) 入所時の説明等			
	4-(3)-①	子どもや保護者等に対して、養育・支援の内容を正しく理解できるような工夫を行い、情報の提供を行っている。	b
	4-(3)-②	入所時に、施設で定めた様式に基づき養育・支援の内容や施設での約束ごとについて子どもや保護者等にわかりやすく説明している。	a
	4-(3)-③	子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、そこから分離されることに伴う不安を理解し受けとめ、不安の解消を図っている。	b
4-(4) 権利についての説明			
	4-(4)-①	子どもに対し、権利について正しく理解できるよう、わかりやすく説明している。	b
4-(5) 子どもが意見や苦情を述べやすい環境			
	4-(5)-①	子どもが相談したり意見を述べたりしたい時に相談方法や相談相手を選択できる環境を整備し、子どもに伝えるための取組を行っている。	b
	4-(5)-②	苦情解決の仕組みを確立し、子どもや保護者等に周知する取組を行うとともに、苦情解決の仕組みを機能させている。	a
	4-(5)-③	子ども等からの意見や苦情等に対する対応マニュアルを整備し、迅速に対応している。	b
4-(6) 被措置児童等虐待対応			
	4-(6)-①	いかなる場合においても体罰や子どもの人格を辱めるような行為を行わないよう徹底している。	a
	4-(6)-②	子どもに対する暴力、言葉による脅かし等の不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	a
	4-(6)-③	被措置児童等虐待の届出・通告に対する対応を整備し、迅速かつ誠実に対応している。	b
4-(7) 他者の尊重			
	4-(7)-①	様々な生活体験や多くの人たちとのふれあいを通して、他者への心づかいや他者の立場に配慮する心が育まれるよう支援している。	a

(評価結果講評)

園は異年齢構成になっており、個人の持ち物は子どもが管理できるように支援するなど、子ども一人ひとりの生活が確保できる体制となっています。年1回の意向調査と嗜好調査を実施しているほか、ホームミーティングで出された子どもの意見や意向を運営に反映させており、また、園長、心理指導員による個別面接も行われています。入所時に「生活のしおり」を用いた子供への説明、保護者へは「ご家族の皆様へ」の資料により保護者への説明が丁寧に行われています。入所当初は担当職員が細やかな観察と関わりを持ち、すぐ支援ができる体制をとっています。

「要望等解決処理規程」により、年3回、第三者委員が子どもから話を聞く機会を設けており、ホーム担当職員、主任職員、基幹的職員、心理指導員、園長など複数の窓口を設け、子どもからの相談・要望に対応しています。職員は、「管理規程」、「服務規程」、「就業規則」、「支援基準マニュアル」、「体罰等禁止マニュアル」等に基づき、子どもの権利擁護の尊重を徹底し、日常業務が他の職員にも見える体制づくりをしています。

グループ会議、部署会議のほか、園長へ相談できる環境を整備し、職員のスーパービジョン体制も充実しています。花見、クリスマス会、地域防災訓練などの行事の際は、同年齢・異年齢交流や地域の大人との交流が行われています。

さらなる取り組みとして、定期的な保護者会などの開催、ホームページの更新を頻繁に行うこと、定期的に子どもの権利について説明する機会を設けること、各種規程の見直しを定期的に検討すること等を期待します。

問題に対して即応できる体制をとり、職員の業務が見える体制づくりをしていること、被虐待児の保護者支援プログラムを職員が取り入れ実践していることは高く評価できます。

## 5 事故防止と安全対策

第三者評価結果

5-①	事故、感染症の発生時など緊急時の子どもの安全確保のために、組織として体制を整備し、機能させている。	b
5-②	災害時に対する子どもの安全確保のための取組を行っている。	a
5-③	子どもの安全を脅かす事例を組織として収集し、要因分析と対応策の検討を行い、子どもの安全確保のためにリスクを把握し対策を実施している。	b

(評価結果講評)

「災害・事故発生時の対応マニュアル」、「健康と安全マニュアル」、「感染予防マニュアル」など、リスクごとにマニュアルを策定しています。また、災害時の対応として、年1回、地域住民と一緒に地域防災訓練を実施しています。指定避難所として、必要物品が備蓄がされているほか、園独自に3～5日程度の食糧が備蓄されています。避難訓練では消火器の使い方、地域自治会、消防署などと連携しながら実施しています。ヒヤリハット集が作成され、事故を未然に防止する体制がとられています。

さらなる取り組みとして、子どもが自分を守るための支援や指導がホームミーティング等で行われること、ヒヤリハット事例の分析を定期的に行い、職員が活用できる体制の整備に期待します。

園の1級建築士が遊具、設備など園全体の点検・修理を行っていること、地域防災訓練に子どもたちが参加していることは高く評価できます。

## 6 関係機関連携・地域支援

第三者評価結果

6-(1) 関係機関等の連携		
6-(1)-①	施設の役割や機能を達成するために必要となる社会資源を明確にし、児童相談所など関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に明示し、その情報を職員間で共有している。	b
6-(1)-②	児童相談所等の関係機関等との連携を適切に行い、定期的な連携の機会を確保し、具体的な取組や事例検討を行っている。	b
6-(1)-③	幼稚園、小・中学校、高等学校、特別支援学校など子どもが通う学校と連携を密にしている。	a
6-(2) 地域との交流		
6-(2)-①	子どもと地域との交流を大切にし、交流を広げるための地域への働きかけを行っている。	a

	6-(2)-②	施設が有する機能を地域に開放・提供する取組を積極的に行っている。	b
	6-(2)-③	ボランティア受入れに対する基本姿勢を明確にし、受入れについての体制を整備している。	a
6-(3) 地域支援			
	6-(3)-①	地域の具体的な福祉ニーズを把握するための取組を積極的に行っている。	b
	6-(3)-②	地域の福祉ニーズに基づき、施設の機能を活かして地域の子育てを支援する事業や活動を行っている。	b

(評価結果講評)

児童相談所、警察、学校、市役所、教育委員会など必要な連絡先などを一覧にして活用できるようにしています。PTA活動、学校行事、三者面談等に参加し学校での様子の把握しながら連携を密にとっています。園の花見、クリスマス会は地域住民が参加交流し、普段から地域住民が園の設備・資源を活用できるようになっています。町内役員などが積極的に園を訪ねてきており、地域の声や要望の把握をしやすい環境にあり、職員会議等で共有されています。調理実習ボランティア、川柳ボランティア、裁縫ボランティア、家庭体験ボランティアなど多くのボランティアを受け入れています。子どもの一般家庭体験を以前から行っている他、園の所有する農場体験も実施しています。また、乳児院の開設を予定しています。

さらなる取り組みとして、地域団体等児童の要望に応えられるような資源のリスト作成、関係機関とのネットワーク化やケース会議を行い情報共有すること、育児、児童福祉などの専門的知識・技術などを地域に活かせるよう講演会や学習会の開催などを期待します。

園が地域との交流を伝統的に進め、園の方向性として明確に位置付けられていること、多くのボランティアを受け入れ子どもとの交流を行っていることなどは高く評価できます。

## 7 職員の資質向上

第三者評価結果

	7-①	組織として職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。	b
	7-②	職員一人一人について、基本姿勢に沿った教育・研修計画が策定され計画に基づいて具体的な取組が行われている。	b
	7-③	定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行い、次の研修結果に反映させている。	b
	7-④	スーパービジョンの体制を確立し、施設全体として職員一人一人の援助技術の向上を支援している。	a

(評価結果講評)

理念、基本方針、支援方針マニュアルなどには、求められる職員像が示され、研修計画は体系的で、新任職員、中堅職員、専門性を高めるための研修となっています。外部研修のほか、被虐待児の保護者支援プログラムなど内部研修の充実にも力を入れています。研修参加者は報告書を作成し、支援会議や職員会議で報告するほか、回覧も行い全職員で共有する体制となっています。研修担当者、基幹的職員や心理指導員が個別のスーパービジョンを受ける体制がとられるなど、職員からの相談や指導体制は組織的に行われています。

さらなる取り組みとして、必要な専門性や専門的資格を明示すること、現状を勘案し研修計画内容の見直しを定期的に行うこと、一人ひとりの研修履歴をわかりやすく整備すること、研修の評価・分析を行い研修内容・カリキュラムの見直しを行うことを期待します。

職員の抱える課題に応じて多様なスーパービジョン体制がとれていることは高く評価できます。

## 8 施設の運営

第三者評価結果

8-(1) 運営理念、基本方針の確立と周知			
	8-(1)-①	法人や施設の運営理念を明文化し、法人と施設の使命や役割が反映されている。	a

8-(1)-②	法人や施設の運営理念に基づき、適切な内容の基本方針が明文化されている。	a
8-(1)-③	運営理念や基本方針を職員に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行っている。	a
8-(1)-④	運営理念や基本方針を子どもや保護者等に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行っている。	b
8-(2) 中・長期的なビジョンと計画の策定		
8-(2)-①	施設の運営理念や基本方針の実現に向けた施設の中・長期計画が策定されている。	a
8-(2)-②	各年度の事業計画は、中・長期計画の内容を反映して策定されている。	b
8-(2)-③	事業計画を、職員等の参画のもとで策定されるとともに、実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われている。	b
8-(2)-④	事業計画を職員に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行っている。	b
8-(2)-⑤	事業計画を子ども等に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行っている。	b
8-(3) 施設長の責任とリーダーシップ		
8-(3)-①	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、専門性に裏打ちされた信念と組織内での信頼をもとにリーダーシップを発揮している。	b
8-(3)-②	施設長自ら、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行い、組織全体をリードしている。	b
8-(3)-③	施設長は、養育・支援の質の向上に意欲を持ち、組織としての取組に十分な指導力を発揮している。	b
8-(3)-④	施設長は、経営や業務の効率化と改善に向けた取組に十分な指導力を発揮している。	b
8-(4) 経営状況の把握		
8-(4)-①	施設運営をとりまく環境を的確に把握するための取組を行っている。	b
8-(4)-②	運営状況を分析して課題を発見するとともに、改善に向けた取組を行っている。	b
8-(4)-③	外部監査(外部の専門家による監査)を実施し、その結果に基づいた運営改善が実施されている。	c
8-(5) 人事管理の体制整備		
8-(5)-①	施設が目標とする養育・支援の質を確保するため、必要な人材や人員体制に関する具体的なプランが確立しており、それに基づいた人事管理が実施されている。	a
8-(5)-②	客観的な基準に基づき、定期的な人事考課が行われている。	b

8-(5)-③	職員の就業状況や意向を定期的に把握し、必要があれば改善に取り組む仕組みが構築されている。	a
8-(5)-④	職員処遇の充実を図るため、福利厚生や健康を維持するための取組を積極的に行っている。	b
8-(6) 実習生の受入れ		
8-(6)-①	実習生の受入れと育成について、基本的な姿勢を明確にした体制を整備し、効果的なプログラムを用意する等積極的な取組をしている。	a
8-(7) 標準的な実施方法の確立		
8-(7)-①	養育・支援について標準的な実施方法を文書化し、職員が共通の認識を持って行っている。	a
8-(7)-②	標準的な実施方法について、定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定め、検証・見直しを行っている。	b
8-(8) 評価と改善の取組		
8-(8)-①	施設運営や養育・支援の内容について、自己評価、第三者評価等、定期的に評価を行う体制を整備し、機能させている。	a
8-(8)-②	評価の結果を分析し、施設として取り組むべき課題を明確にし、改善策や改善実施計画を立て実施している。	a

(評価結果講評)

運営理念、基本方針や子ども自治会の内容等が、ホーム内に掲示されています。職務分掌表、組織図には、園長の役割・責任が明記され、年度初めに職員に説明されており、運営会議、職員会議、給食会議など各種会議には、必ず園長が出席しています。

また、園長は運営会議、職員会議、職員からの直接の意見等に基づき働きやすい環境づくりに努め、職員との協議により運営を進めています。基幹的職員、心理指導員、家庭支援員、里親支援専門員等の専門的職員を配置し職員体制の充実に努めています。

年度末の運営に関する分析・評価のほか、主任会議、運営会議、職員会議、給食会議等において、職員間による現状分析を毎月行い運営改善に努めています。

職員の意向等は、年1回の人事考課時の園長面接時のほか、主任職員、基幹的職員、総括主幹、副園長、園長に意見・要望を伝えることができる体制になっています。有給休暇の消化率、時間外労働を把握し、誕生日休暇を設け、年1回は連続して5日間の休暇がとれる体制となっています。理念、運営方針に基づき「支援基準マニュアル」を職員参画のもとに策定されています。5名で組織された自己評価委員会が、運営委員会、園長に結果を報告し、職員会議の議論を経て改善点を明確にして、次年度事業計画に反映されています。実習生受け入れマニュアルに基づき保育、社会福祉士、児童指導員などの実習を受け入れています。

さらなる取り組みとして、「中・長期計画」と単年度事業計画への反映をわかりやすく事業計画に盛り込むこと、事業計画の進捗状況を定期的に全職員で確認する機会を設けること、子ども・保護者に事業計画の概要が簡潔にわかる資料の作成と配布・説明をすること、関係法令を積極的に入手する手立てや職員への周知方法などを検討すること、財務に関する進捗状況にとどまらず、サービスの質と経営効率を分析すること、「自己評価票」の評価基準を明確にすること等を期待します。

施設として多様なスーパービジョン体制がとられていること、理念・運営方針・基本方針などを職員が理解し、行動規範として実践していること、職員との協議を重視し、透明性のある施設運営を心掛けていること、基準以上の人員を配置し、子どもの安全・安心に努めていること、職員が意見の言いやすい環境づくりに努めていることは高く評価できます。